

公 認 ・ 後 援 規 程

昭和 58 年 11 月 6 日施行

平成 5 年 10 月 1 日改訂

(目 的)

第 1 条 岡山県スキー連盟(以下「県連」という)の公認・後援に関することは、
県連規約のほか、この規程の定めるところによる。

(公認・後援の申し込み)

第 2 条 県連に加盟するクラブ、賛助会員、特別会員は、公認・後援を受けよう
とする大会等の要項を、原則として開催日の3ヶ月前までに、県連会
長あて申込みものとする。
上記以外の団体等で公認・後援を受けようとするものも同様の申込みをし
なければならない。

(公認・後援の審査)

第 3 条 公認・後援の申込みがあった場合、県連は、理事長、常任理事会に於い
て可否を協議の上、決定する。

(公認・後援料)

第 4 条 理事会、常任理事会に於いて、公認・後援を承認された、主催者は下
記の公認料を速やかに、納入するものとする。

1 県連加盟クラブが主催する場合

公 認 料 20,000円

後 援 料 10,000円

2 賛助会員、特別会員が主催する場合

公 認 料 50,000円

後 援 料 20,000円

3 その他の団体等が主催する場合

公 認 料 100,000円

後 援 料 50,000円

4 「冠」大会については別途定める

第 5 条 大会等に県連より技術代表または、役員等の必要な場合は、公認・後援の申し込みと同時に申込むこととし、宿泊・交通等に関する費用、その他に要する実費は主催者が負担するものとする。

(報 告)

第 6 条 主催者は、大会終了後1週間以内に、大会等の公式成績表及び報告書を2部県連に提出しなければならない。

(規程の改善)

第 7 条 この規程の改廃は、理事会の決議による。